売木村地域おこし協力隊（地域おこし協力隊継承事業）募集要綱

**１　趣旨**

売木村は長野県の南端に位置し、４つの峠に囲まれた小さな村です。四季の変化に富んだ豊かな自然環境で、農業をはじめとした伝統ある地場産業を育んでいます。

しかしながら、村内事業者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、このままでは将来的に廃業してしまう事業者が増え、売木村の産業が衰退化してしまいます。そこで、村内の数少ない事業者の事業継承を支援するため、意欲のある移住希望者を地域おこし協力隊として募集し、後継候補者として事業継承を行うものです。

**２　活動内容**

1. 事業の継承活動

事業者のノウハウや技術、地域の実情等を学びながら、事業継承に向け後継候補者として活動していただきます。各事業者の活動内容は、別紙事業者一覧をご覧ください。

※インターン（２週間から最長３か月）で協力隊の活動を体験することも可能。詳しくは「８　インターンについて」をご確認ください。

（２）地域活動の参加

地域住民との繋がりを大切にし、地域活動に積極的に参加してください。地域活動の参加とは、農道・水路の清掃や道路・河川沿いの草刈りなど地域の共同作業や行事への参加になります。

（３）活動の周知・報告

　　　　毎月の活動報告書の提出や毎年の活動報告会への参加のほか、協力隊員の活動が地域に見えるよう努めてください。

（４）その他、村のイベントや事業にもご協力をお願いします。

**３　募集人員**　　　１団体につき１名

**４　募集対象**（※以下のすべての条件を満たすこと）

（１）年齢は20歳以上概ね50歳まで（応募時点の年齢）

（２）現在、３大都市圏及び都市地域等（過疎地域以外）に居住し（住民票があり）、採用後売木村に住民票を移して居住できる方

（３）普通自動車運転免許証を所持している方

（４）基本的なパソコン操作（Excel、Word、PowerPoint、各種メールのやり取りなど）ができる方

（５）明るく元気で、心身ともに健康で、地域おこしに意欲があり、住民とともに地域活動に積極的に参加できる方

（６）任期終了後も売木村に定住する意思のある方

（７）その他、別紙事業者一覧をご確認ください

**５　雇用条件**

|  |  |
| --- | --- |
| （１）雇用形態 | 派遣先の事業者と雇用契約を結んでいただきます。（村との雇用関係はなく、売木村地域おこし協力隊として委嘱します。） |
| （２）雇用期間 | 委嘱日から当面１年間（１年単位で更新し、最長３年間雇用）※委嘱日は、令和６年４月１日から令和６年10月１日の期間で委嘱します。 |
| （３）勤務時間・休暇等 | 別紙事業者一覧をご確認ください。 |
| （４）報酬 | 別紙事業者一覧をご確認ください。 |
| （５）保険 | 別紙事業者一覧をご確認ください。 |
| （６）住宅 | 活動する事業所が用意する住宅、もしくは村営住宅を提供します。また、月32,000円を上限に家賃手当が出ます。 |

**６　応募手続き**

（１）提出書類

・売木村地域おこし協力隊申込書

・履歴書

・活動目標レポート

※郵送可。応募関係書類は返却いたしません。

（２）受付期間

令和６年９月６日（金）まで

　　　　※当日消印有効。

　【申し込み・問い合わせ先】

　　〒399-1601　長野県下伊那郡売木村968番地1

売木村役場　産業課

　　TEL：0260-28-2311（代表）　FAX：0260-28-2135　　E-mail：kanko@urugi.jp

※活動内容に関わる問い合わせは、別紙事業者一覧をご確認いただき、各事業者にお問い合わせください。

**７　選考**

1. １次選考　書類選考

結果は提出書類の受理後、約１か月を目途に応募者全員に通知します

1. ２次選考　面接選考

詳細は１次選考結果を通知する際にお知らせします

1. 売木村地域おこし協力隊員として採用

※提出する書類の郵送料や本村での面接に要する交通費などの経費は自己負担となります。

※活動開始時期については、「活動目標レポート」の「５　着任可能日」に希望日を記載してください。

**８　インターン**

（１）インターンの雇用条件

|  |  |
| --- | --- |
| ①雇用形態 | 派遣先の事業者と雇用契約を結んでいただきます。 |
| ②雇用期間 | 委嘱日から２週間から最長３か月になります。 |
| ③勤務時間・休暇等 | 時期や活動によって異なります。 |
| ④報酬 | 日給8,800円※半日（４時間）の場合は4,400円 |
| ⑤保険 | 社会保険などはありません。 |
| ⑥宿泊 | インターン期間中の宿泊については、活動する事業所が用意する住宅、村内宿泊施設もしくは村営住宅になります。※宿泊代は、１日3,200円を上限に補助が出ます。村営住宅を１か月以上借りる場合の補助は、１か月32,000円が上限になります。 |

（２）インターンに係る手続き

①　募集要綱の「６　応募手続き」の提出書類を提出してください。その際、「活動目標レポート」の「４　インターン実施について」の希望するに〇をつけてください。

②　１次選考、２次選考に通過後、インターンを実施します。

③　インターンの実施後、最終日に面談（応募者と事業者のマッチング）を行ったう　　　えで、正式に協力隊として採用します。

１次選考通過　→　２次選考通過　→　インターン

→　面談　→　正式に協力隊として採用

※インターンを希望しない場合は、２次選考通過後、「インターン」と「面談」は実施せず、正式に協力隊として採用されます。

※インターンは、４月から10月の期間で実施しますので、希望のインターン実施期間を「活動目標レポート」の「５　着任可能日」に記載してください。10月までに間に合わない場合は、翌年４月以降の実施とします。